

# 私設下水道工事に係る注意事項、基準等

## 1. 事前調査 ～ 設計に係る注意事項

- (1) 最新の公共下水道台帳図（厚木市役所で閲覧可）において、対象地の公共ます情報を確認すること。  
なお、公共下水道台帳図に掲載された内容が現地の状況と異なる場合は、厚木市に相談すること。
- (2) 現地において、地盤高の測量等を十分に行ったうえで、私設下水道工事の設計を行うこと。
- (3) 新設、変更等の工事を伴う公共ますを利用する場合は、当該工事完了後の公共ますの状況（深さ等）を考慮した設計をすること。  
また、当該公共ますに係る厚木市の検査完了後に、私設下水道を接続する工事を行うこと。
- (4) 申請者本人以外の土地又は排水設備を利用する場合は、当該所有者の承諾を得ること。
- (5) 道路（公道・私道）内に私設下水道管を設置又は既設管として利用する場合は、掘削・占用等の許可について管理者又は土地所有者と協議すること。
- (6) 既存の排水設備を利用する場合は、構造等をチェックしたうえで利用可能か判断すること。
- (7) 対象地に「公共下水道（雨水）」又は「公共下水道（合流式）」に繋がる公共ますが存在する場合は、当該公共ますに雨水を流す設計にするか判断すること（汚水と異なり接続義務はない）。
- (8) 公共下水道（合流式）に雨水を流す場合は、私設下水道の雨水管を汚水管とは別に設けるとともに、公共ますの手前で汚水管と合流させ、かつ、防臭構造とすること。
- (9) 私設下水道の「雨水ます」については、上記防臭構造とするもの以外は、全て「浸透ます」（参考図1）にすること。  
ただし、当該地が次の要件に該当する場合は、事前に厚木市に相談すること。  
ア 特定開発事業（厚木市住みよいまちづくり条例で規定）を行おうとする土地  
イ 各種法令等の規定により「浸透禁止」とされている土地
- (10) 便所からの排水が直接流入する箇所のますには、鋭角に合流するようにますを下流に設置し、3cm以上のますにおける落差を設けること。また、2階以上に設置された便所からの排水については、曲がりを使用するといった、飛散防止の工夫をすること。
- (11) 枝管の距離が建物の壁面から1.5mを超える場合には、維持管理用にます又は掃除口を途中に設けること（雨樋は除く）。なお、掃除口は、 $\phi 100$ 又は $\phi 150$ の小口径塩ビますとするこ

と。

- (12) ドロップます下流側の次のますまでの管延長は、4 m以内とすること。
- (13) 外流しには、 $\phi 300$ の溜めますで、泥溜150 mm以上、臭気止めの機能を設けたもの（参考図2）を設置すること。
- (14) 給湯器や受水槽、空調機等のドレン排水は、間接排水及び防臭をとり汚水へ接続すること。
- (15) 戸建て住宅等の外流し及び給湯器等のドレン排水は、私設ますへの滝落し接続可とする。
- (16) 洗車場その他土砂を多量に排出するおそれのある箇所には、土砂だまりを設けること。
- (17) 油脂類を多量に排出するおそれのある箇所には、油脂遮断装置を設けること。なお、飲食店等の場合は、グリース阻集器の選定基準（SHASE-S217）に基づき、グリース阻集器を選定すること。
- (18) 排水ヘッダーを使用する場合は、維持管理できる床構造であると共に、使用者へ維持管理方法等について十分な説明を行うこと。
- (19) ディスポーザー排水処理システムを使用する場合は、厚木市に相談すること。なお、直投型ディスポーザーは使用不可。
- (20) ストレート2段合流ます等、特殊なますを使用する場合は、厚木市に相談すること。
- (21) 図面作成時の数値の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア ますの深さは、1 cm単位で切り上げた数値を記載する。
  - イ 排水管の延長は、ますの内径を除いた距離を10 cm単位で切り捨てた数値を記載する。
  - ウ 勾配計算時の排水管延長は、50 cm単位で切り上げた数値を使用する。

## 2. 私設下水道新設等確認申請書に係る注意事項

### (1) 図面上に記入する内容

- ア 私設下水道のますに係る情報（材質、内径、深さ等）
- イ 私設下水道の管渠に係る情報（材質、内径、勾配等）
- ウ 既存の排水設備を利用する場合、当該排水設備に係る上記情報
- エ 公共ますに係る情報（材質、内径、深さ、新設や変更等の工事を伴う場合はその旨）
- オ 雨水の処理方法に係る説明文（公共ますに雨水を流さない場合のみ）
- カ 共同住宅の場合、建物名称と世帯数
- キ 浄化槽からの切替えの場合、当該浄化槽の位置等

### (2) 申請書に添付する資料

- ア 私設下水道工事設計書
- イ グリーンズ阻集器の選定計算書（SHASE-S217に基づくもの）【飲食店等は必須】
- ウ 同意書（他人が所有する土地又は私設下水道を使用する場合）
- エ 理由書（確認を受けた事項を変更しようとする場合）

## 3. 私設下水道完成届に係る注意事項

(1) 完成届の届出者は、私設下水道新設等確認申請書の申請者になります。

### (2) 完成届に添付する資料

- ア 私設下水道工事設計書（現地を実測した数値等を記入）

## 4. 完成検査に係る注意事項

(1) 私設下水道工事に関して、責任技術者の立会いのもと、厚木市職員が次の項目に係る検査を実施します。

- ア 工事が確認通知の指示どおりにできているか
- イ 施工された数量、図面が正確であるか
- ウ 正しく施工されているか（誤接続等がないか）

(2) あらかじめ、完成図面と現地に相違がないか、防臭装置等の備品の付け忘れがないか等、社内検査を行ってください。

厚木市から検査日の日程調整の連絡が入ったら、申請者に連絡し、敷地内への立入りの承諾を得てください。（承諾が得られていないと検査は受けられません）

検査日当日は、現地を検査に支障のない状態（ますの蓋が開けられる等）にしておいてください。

## 5. 私設下水道工事に係る構造基準等

私設下水道の構造基準は、法令の規定によるほか、次に示すとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により当該基準を遵守できない場合は、厚木市に相談すること。

### (1) 排水管

- ① 汚水を排除する排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるとおりとし、排水きよの断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、共同私設下水道の場合は、原則として管径150mmとすること。また、排水管の最大延長は、内径の120倍以下とすること。

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100mm以上	2.0%以上
150人以上300人未満	125mm以上	1.7%以上
300人以上500人未満	150mm以上	1.5%以上
500人以上	200mm以上	1.2%以上

- ② 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管の内径及び勾配は、次の表に定めるとおりとし、排水きよの断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとする。また、排水管の最大延長は、内径の120倍以下とすること。

排水面積	排水管の内径	勾配
200m <sup>2</sup> 未満	100mm以上	2.0%以上
200m <sup>2</sup> 以上400m <sup>2</sup> 未満	125mm以上	1.7%以上
400m <sup>2</sup> 以上600m <sup>2</sup> 未満	150mm以上	1.5%以上
600m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満	200mm以上	1.2%以上
1,500m <sup>2</sup> 以上	250mm以上	1.0%以上

- ③ 排水管の土かぶりは、次の表に定めるとおりとする。

種別	土かぶり
宅地内	20cm以上
私道内	45cm以上
公道内	道路管理者の支持による

※やむを得ず土かぶりを確保できない場合は、コンクリート等により管防護をすること

※地形上等の特別の事由により埋設することが困難な場合及び仮設等一時的に使用する場合でやむを得ないときは、壁面等に確実に固着するとともに、衝撃等による破損防止に必要な措

置を講じた露出配管とすること

(2) 枝管

枝管の内径は、次の表に定めるとおりとする。

接続管の種類	内径
小便器、手洗器、洗面器及び洗濯場	50mm以上
浴槽（家庭用）及び炊事場	
大便器	75mm以上

(3) ます

ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点その他維持管理上必要な箇所に、それぞれ適切なものを設置すること。

①小口径塩ビますは、次の表に定めるとおりの内径とし、排水管及び蓋受け枠と接着接合ができる硬質塩化ビニール製（VU製）で、形状は円形とする。

種別		ますの内径
深さ	排水管の内径	
管底と地表面との差が 1, 500mm以下	150mm以下	150mm以上
管底と地表面との差が 1, 900mm以下	200mm以下	200mm以上
	300mm以下	300mm以上

※ますの底部は、インバート部が一体成型されていること

②コンクリート製ますの内り又は内径は、次のとおりとする。

種別		ますの内り・内径
深さ	排水管の内径 排水きよの内り	
管底と地表面との差が 700mm以下	200mm以下	300mm以上
管底と地表面との差が 1, 000mm以下	300mm以下	400mm以上
管底と地表面との差が 1, 400mm以下	300mm以下	500mm以上

管底と地表面との差が 1, 900mm以下	300mm以下	700mm以上
--------------------------	---------	---------

※ますの上下流の管底部には、2cm程度の落差を設けること

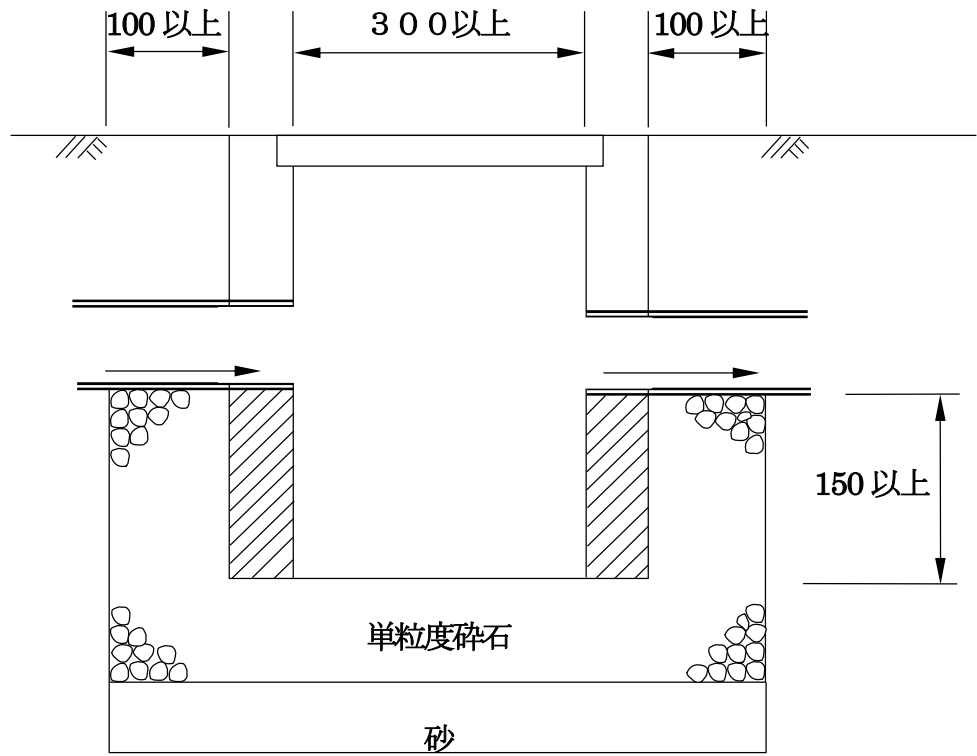
③ますの深さが1,900mmを超える場合は、次の表に定めるとおりとする。

深さ	ますタイプ	
	内径	タイプ
管底と地表面との差が 1,900mmを超え 3,000mm以下	φ750	0号人孔
管底と地表面との差が 3,001mmを超え 5,000mm以下	φ900	1号人孔

※ますの上下流の管底部には、2cm程度の落差を設けること

参考図1

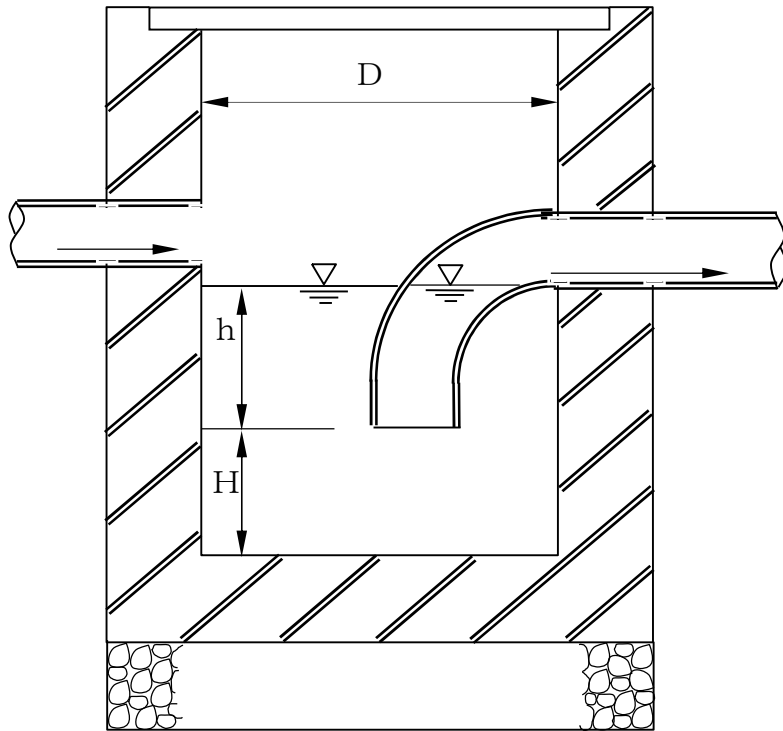
浸透ます標準



ポラコン又は有孔透水ます

# 参考図2

## 1 Lトラップます



$D$  : 内径又は内のり      30 cm以上  
 $H$  : 泥だめ深            15 cm以上  
 $h$  : 封水深                5 ~ 10 cm